

令和2年度答申第76号
令和3年2月22日

諮問番号 令和2年度諮問第93号（令和3年1月26日諮問）
審査庁 内閣総理大臣
事件名 児童手当受給資格消滅処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A警察本部長（以下「処分庁」という。）が、児童手当法（昭和46年法律第73号）7条1項の認定を受けて児童手当の支給を受けていた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、当該児童手当の支給事由が消滅したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 児童手当法4条1項は、児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給すると規定し、同項1号には、中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものが掲げられている。
- (2) 児童手当法4条3項は、同条1項1号の場合において、父及び母が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうち、いずれか当該児童の生計を維持する程

度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと規定している。

- (3) 児童手当法4条4項は、前項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母のうち、いずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしない場合に限る。）には、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと規定している。
- (4) 児童手当法7条1項は、児童手当の支給要件に該当する者（以下「児童手当の受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地の市町村長の認定を受けなければならないと規定している。
- (5) 平成24年3月31日付け雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（以下「厚労省通知」という。）は、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法の趣旨及び内容について、次のように説明している。

ア 用語の定義について

「生計を同じくする」とは、児童と児童を養育する者（以下「養育者」という。）との間に生活の一体感があることをいい、必ずしも同居を必要とするものではない。したがって、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは、再び起居を共にすると認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合には、「生計を同じくする」に該当する。

イ 児童手当の支給要件について

- (ア) 離婚し、又は離婚協議中である父母が別居している場合には、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、児童手当法4条4項の規定（同居父母優先規定）が適用され、当該同居している者を児童手当の受給資格者として取り扱う。
- (イ) 一方、仕事上の転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任し、児童と別居している場合には、別居後も父母は生計を同じくしていると考え

られることから、児童手当法4条4項の規定（同居父母優先規定）は適用されず、同法4条3項の規定の適用により、児童の生計を維持する程度の高い者を児童手当の受給資格者として取り扱う。

- (6) 平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「市町村における児童手当関係事務処理について」の別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）10条3項5号は、児童手当の支給を受けようとする者を児童手当法4条4項の児童手当の受給資格者と認定したときは、その者以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村（当該父又は母が公務員である場合にあっては、その所属庁）に対し、上記認定をした旨を通知する（ただし、当該父又は母が上記認定をした者と異なる市町村に住所を有する場合又は公務員として所属庁において児童手当を受給している場合に限る。）ものとしている。

そして、ガイドライン22条2号は、児童手当の受給者から受給事由が消滅した旨の届書の提出がない場合においても、受給者と生計を同じくしない父又は母を児童手当法4条4項の児童手当の受給資格者と認定した旨の上記通知を受けたことによって、当該受給者に対する児童手当の支給事由が消滅したことを確認したときは、職権に基づき支給事由消滅通知書の送付等の支給事由消滅の処理を行うことができるものとしている。

- (7) 平成27年12月18日付け府子本第431号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「公務員の児童手当関係事務処理について」（以下「内閣府通知」という。）は、地方自治体においては、その所属職員に係る児童手当の支給については、ガイドラインに準じて取り扱うものとしている。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 公務員である審査請求人は、B地において、妻及び妻との間の子である児童（平成29年8月4日生。以下「本件児童」という。）と同居し、本件児童に係る児童手当について、C市長から受給資格の認定を受け、その支給を受けていた。
- (2) 妻は、平成30年8月22日、審査請求人を相手方として、D家庭裁判所E支部に対し、夫婦関係調整（離婚）調停事件（以下「本件離婚調停事件」という。）及び婚姻費用分担調停事件の申立てをした。

(家庭裁判所における事件係属証明書(以下「本件証明書」という。))

- (3) 妻は、平成30年10月3日、本件児童を連れて、審査請求人と同居していたB地から転出してF地に転入し、審査請求人と別居した。

(「児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について(通知)」と題する書面、「児童手当の認定について(同居父母)」と題する書面)

- (4) 妻は、平成30年10月4日、G市長に対し、児童手当法4条4項の規定に基づき、児童と同居している者として本件児童に係る児童手当の受給資格があると申し立て、審査請求人と離婚協議中であることを証明する書類(本件証明書)を添付して、本件児童に係る児童手当の受給資格の認定申請をした。

G市長は、平成30年10月9日、妻に対し、児童手当法4条4項の規定に基づき、本件児童に係る児童手当の受給資格の認定(以下「本件認定処分」という。)をした。

(児童手当・特例給付認定請求書、児童手当等の受給資格に係る申立書、「児童手当の認定について(同居父母)」と題する書面)

- (5) G市は、平成30年12月13日付けで、審査請求人が所属している処分庁に対し、ガイドライン10条3項5号の規定に基づき、児童手当法4条4項の児童手当の受給資格者に該当するとして妻に本件認定処分をしたことを通知した。

(「児童手当・特例給付における認定について(通知)」と題する書面)

- (6) 処分庁は、上記(5)の通知を受けたことから、内閣府通知(ガイドライン22条2号の規定)に基づき、審査請求人に対する本件児童に係る児童手当の支給事由が消滅したことを確認する処分(本件処分)をし、平成31年1月24日付けで、審査請求人に対し、「職権による消滅(同居父母優先)」との理由を付して、本件児童に係る児童手当の支給事由が平成30年10月3日に消滅したことを通知した。

(児童手当・特例給付支給事由消滅通知書)

- (7) 審査請求人は、令和元年5月7日、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和3年1月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、別居している本件児童を監護し、かつ、その生計を維持しており、本件児童を監護養育している生計中心者（父母のうち恒常的に収入が高い者）である。また、審査請求人は、平成30年10月から平成31年2月まで、毎月10万円を支払っており、別居後も両親が生計を同じくし、本件児童の生活費を賄っている。したがって、本件処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 妻と本件児童は、平成30年10月3日、F地に転入し、審査請求人と別居した。また、G市の提出資料（本件証明書）により、同日時点で、妻と審査請求人が離婚協議中であったことが確認された。
- 2 児童手当法4条4項の支給要件について、厚労省通知は、「離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものである」としている。
- 3 平成30年10月3日以降、本件児童と同居していたのは、審査請求人ではなく、妻であったから、上記2を踏まえると、G市長が、同月9日付けで、児童手当法4条4項の規定に基づき、妻に本件認定処分をしたことは適法である。
- 4 G市は、平成30年12月13日付けで、公務員である審査請求人が所属している処分庁に対し、妻に本件認定処分をしたことを通知した。したがって、この通知に違法又は不当な点は認められない。
- 5 処分庁は、上記4の通知により、平成30年10月3日付けで審査請求人が本件児童と別居し、同月9日付けで妻に本件認定処分がされたことを確認したことから、法令に基づき適正に本件処分をした。
- 6 以上によると、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
 - (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。
本件審査請求の受付（審査庁）：令和元年5月7日

審理員の指名 : 同年12月26日
(本件審査請求の受付から約7か月半)
審理員意見書の提出 : 令和2年6月11日
本件諮問 : 令和3年1月26日
(審理員意見書の提出から約7か月半、本
件審査請求の受付から約1年8か月半)

(2) そうすると、本件では、審査庁による本件審査請求の受付から審理員の指名までに約7か月半もの期間を要した上、審理員意見書の提出から約7か月半も経過した後に本件諮問がされた結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月半の期間を要している。しかし、本件において、審理員の指名と本件諮問にそれぞれ上記のような期間を要しなければならない特段の事情があった形跡はうかがわれないから、これらの手続が速やかにされていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は7か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人に対する本件処分は、妻に本件認定処分がされたことを受けてされたものである(上記第1の2の(4)から(6)まで)から、本件の争点は、妻に対する本件認定処分の適法性及び妥当性であり、審査請求人も、この点を争っているものと解される。

(2) そこで、本件認定処分について検討すると、本件認定処分は、妻が児童手当法4条4項の児童手当の受給資格者に該当するとしてされたものである(上記第1の2の(4))。

児童手当法4条4項は、父母が別居し、生計を同じくしない場合には、児童が同居している父又は母を児童手当の受給資格者とする規定している(上記第1の1の(3))。そして、離婚協議中である父母が別居している場合には、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、児童手当法4条4項の規定(同居父母優先規定)が適用され、児童と同居している者を児童手当の受給資格者として取り扱うものとされている(上記第1の1の(5)のイの(ア))。

本件では、妻と審査請求人は平成30年10月3日に別居しており、同日（以下「別居日」という。）以降、本件児童は妻と同居していたのであり（上記第1の2の(3)）、本件証明書によれば、妻が審査請求人を相手方として申し立てた本件離婚調停事件は、別居日の前日である同月2日に家庭裁判所に係属中であつたことが認められる（なお、一件記録からは、妻と審査請求人がいつ離婚をしたのかが明らかではないが、審査請求書、反論書及び反論文によれば、審査請求人は、平成30年10月から平成31年2月まで、毎月10万円を婚姻費用の分担として妻に支払っていたとのことであるから、妻と審査請求人は、別居日において離婚協議中であつたことが認められる。）。

そうすると、妻と審査請求人は、別居日において離婚協議中であつたのであるから、生計を同じくしないものと考えられ、児童と同居していた妻が日常生活の主宰者であつたと認められることから、児童手当法4条4項の規定（同居父母優先規定）を適用してした妻に対する本件認定処分に違法又は不当な点は認められない。

- (3) これに対し、審査請求人は、上記のとおり婚姻費用の分担をしていたから、別居後も生計を同じくしていたと主張する（上記第1の3）。しかし、「生計を同じくする」とは、児童と養育者との間に生活の一体感があることをいうとされている（上記第1の1の(5)のア）ところ、妻と審査請求人は離婚協議中で別居していたのであるから、妻と同居していた本件児童と審査請求人との間に生活の一体感があつたとはいえない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

審査請求人は、そのほかにも、るる主張するが、いずれの主張も、上記(2)の判断を左右するものではない。

- (4) そうすると、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 付言

本件処分に係る通知書（「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」）には、不服申立てをすべき行政庁は「A知事」であるとの誤った教示がされている。審査請求人は、この誤った教示のために、審査請求書の再提出を余儀なくされ、余分な手数料がかかったなどと主張している（審査請求書、反論書）。

一般に、処分を受けた者が、当該処分に対して不服申立てをすることができるかどうか、不服申立てをすべき行政庁がどこであるかなどを判断することは、容易でないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条に規

定する不服申立てについての教示制度は、国民が権利利益の救済を図る上で極めて重要な役割を果たしているのものであって、行政庁が処分をするに当たり誤った教示をすることは、あってはならないことである。

審査庁としては、処分庁その他の関係行政機関（以下「処分庁等」という。）が本件と同種の事案において誤った教示をすることがないように再発防止のための十分な対策を講ずるとともに、誤った教示により審査庁でない行政庁に審査請求書が提出された場合の手續（行政不服審査法22条1項）について処分庁等に周知徹底する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公